

大和市告示第 2 6 9 号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 5 9 年大和市条例第 1 1 号）第 1 1 条第 2 項及び第 4 項並びに第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	自転車等の保管場所
	自 転 車	原動機付自転車		
平成 2 8 年 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで	台 0	台 0	つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号
同	2 4	0	中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2 0	1	南林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1 5	0	鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6 4	0	大和駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	0	高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3 6	1	大和市下鶴間、つきみ野一丁目、中央林間一丁目及び三丁目、中央林間西六丁目、南林間六丁目、西鶴間二丁目及び三丁目、深見、大和東一丁目、草柳二丁目、福田並びに上和田地内の公共の場所	同
同	2	0	大和駅プロムナード自転車駐車場	同

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 6 0 日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後 1 時から午後 4 時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

ウ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1 台につき 2, 0 0 0 円

原動機付自転車 1 台につき 4, 0 0 0 円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課